

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	社会福祉法人 北海道宏栄社	種別	障害者支援施設 福祉ホーム 障害福祉サービス事業 相談支援事業
代表者	理事長 吉村克之	管理者	高田栄一郎 鎗水広光
所在地	小樽市天神2丁目 8番2号	電話番号	0134-25-1551

令和6年1月19日作成

目次

1. 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	(5) 安否確認	
(1) 基本方針		① 利用者の安否確認	
(2) 推進体制		② 職員の安否確認	
(3) リスクの把握		(6) 職員の参集基準	
① ハザードマップの確認		(7) 施設内外での避難場所・避難方法・・・・・・	8
② 被災想定		(8) 重要業務の継続	
(4) 優先業務の選定・・・・・・・・・・	2	(9) 職員の管理(ケア)・・・・・・・・・・	9
① 優先する事業		① 休憩・宿泊場所	
② 優先する業務		② 勤務シフト	
(5) 研修・訓練の実施		(10) 復旧対応・・・・・・・・・・	10
BCPの検証・見直し		① 破損箇所の確認	
①研修・訓練の実施		② 業者連絡先一覧の整備・・・・・・・・・・	11
②BCPの検証・見直し・・・・・・・・・・	3	③ 情報発信	
2. 平常時の対応		4. 他施設との連携・・・・・・・・・・	12
(1) 電気が止まった場合		(1) 連携体制の構築	
(2) ガスが止まった場合		① 連絡先との協議	
(3) 水道が止まった場合		② 連携協定書の締結	
① 飲料水		③ 地域のネットワーク等の構築・参画	
② 生活用水・・・・・・・・・・	4	(2) 連携対応・・・・・・・・・・	13
(4) 通信が麻痺した場合の対策		① 事前準備	
(5) システムが停止した場合の対策		② 利用者情報の整理	
(6) 衛生面(トイレ等)の対策		③ 共司訓練	
①トイレ対策		5. 地域との連携	
②汚物対策		(1) 被災時の職員の派遣	
(7) 必要品の備蓄・・・・・・・・・・	5	(2) 福祉避難所の運営	
3. 緊急時の対応・・・・・・・・・・	6	① 福祉避難所の指定	
(1) BCP発動基準		② 福祉避難所開設の事前準備	
(2) 行動基準		6. 通所系・固有事項・・・・・・・・・・	14
(3) 対応体制		7. 相談支援事業・固有事項	
(4) 対応拠点・・・・・・・・・・	7	<更新履歴>	

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針

障害者支援施設「北海道宏栄社」及び障害福祉サービス事業「宏栄セルフ」及び「宏栄社福祉ホーム」並びに「指定相談支援事業所あおば」における BCP を定め、火災・震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減・防止をはかることを目的とする。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制

別紙 1 予防管理編成表参照

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所等が所在するハザードマップ

別紙 2 小樽天神 2 丁目 3 地区 土砂災害ハザードマップ

別紙 3 勝納川洪水ハザードマップ

② 被災想定

【自治体公表の被災想定：北海道留萌沖地震 M7.8】

別紙 4 小樽市業務継続計画 概要版

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載。

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
電力	停止	→	復旧	→	→	→	→	→	→
E V	停止	→	復旧	→	→	→	→	→	→
飲料水	受水槽	→	給水車	→	→	→	→	→	→
生活用水	川の水	→	→	→	→	→	→	→	→
ガス	プロパン	→	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	停止	復旧	→	→	→	→	→	→	→
メール	停止	→	復旧	→	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

＜優先する事業＞

- 障害福祉サービス事業（入所施設） ■グループホーム事業
■クリーニング事業 ■福祉ホーム事業 ■相談支援事業（在宅者安否確認後休止）

＜当座休止する事業＞

- 宏栄セルフ（通所施設）

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
感染対策（感染症流行の場合）	3人	5人	3人	3人
食事支援	3人	3人	3人	3人
排泄支援	2人	2人	2人	3人
医療行為	1人	1人	1人	0人（必要に応じて1名）

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

自然災害の研修は年1回、日中の避難訓練を年1回、夜間避難訓練を年1回 実施する。

災害の種類とリスクの理解

組織内の従業員や関係者に、異なる自然災害（地震、洪水、台風など）の特徴とリスクについて理解を深める機会を提供する。

避難訓練

災害時に適切な避難行動を取る方法や場所、避難経路の確認を行う訓練を実施する。異なるシナリオを想定して訓練を行い、適切な行動の習慣化を図る。

緊急連絡手段の確認

災害発生時に使用する緊急連絡手段や通信システムの確認と適切な使い方のトレーニングを行う。

応急処置の訓練

負傷者への応急処置や救助の基本的なスキルを従業員に習得させる訓練を行う。

避難所や避難先の確認

災害時の避難所や避難先の場所や手順を確認し適切な行動を身に付ける訓練を行う。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

プランの实地検証: BCP の計画に基づいて、実際にシミュレーションを行い、適切な対応ができるか検証する。これにより、実務の中での課題や不足を洗い出す。

連絡手順の確認: 災害時に利用する連絡手段や連絡先を確認し、情報伝達の効率性や正確性を確保するための改善点を見つける。

施設や資産の点検: BCP の対象となる施設や資産の点検を行い、適切な保守・補修が行われているか確認する。

人員の役割と責任の明確化: BCP 実施時における各人員の役割と責任を再確認し、必要な調整やアップデートを行う。

ドキュメントの更新: BCP 文書や手順書を最新の情報に基づいて更新し、利用者や従業員に対してアクセス可能な状態に保つ。

＊継続してP D C Aサイクルが機能するよう記載する。

2. 平常時の対応

(1) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
受水槽用ポンプ	トイレの排水は川の水を汲んで対応
	直圧の水道に切り替え/受水槽から人力で運ぶ

(2) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
厨房器具	薪、炭などで対応

(3) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保。

① 飲料水

組み上げポンプ停止	→ 直圧の水道に切り替える。 近隣の施設から水をわけてもらふ。
近隣も水道停止	→ 受水槽（地下）から1Fに人力で運び出す。 備蓄水 1L ペットボトル 132本を使用する。 小樽に支援を要請

② 生活用水

トイレの排水用に川の水を汲み、各階に設置する。

(4) 通信が麻痺した場合の対策

社内携帯：12 台 （社内携帯番号一覧参照）

管理職携帯：7 人 （職員名後参照）

SNS：X （ツイッター）北海道宏栄社で情報公開

(5) システムが停止した場合の対策

- ・会計：出金処理 レシートを必ず保管。電力復旧後に処理
- ・PC データはサーバーに保存すること。バックアップが保存される。
- ・ケース記録は統一した書面に手書きで記入する。

(6) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

川の水を汲み、各トイレに設置。職員が定期的に巡回し、水を流す。
使用できるトイレを制限する。

【職員】

利用者と同様。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法。

- ・特定の場所に保管する。（1 階調理実習室横の玄関。）
 - ・感染症の流行時には袋を 2 重にして保管室に保管する。感染力がなくなるまで保管し、その後は業者に依頼しては破棄する。
- ※感染症の場合はゴミからの感染も起こりえるため、ガウンやマスクの装着等の必要な対応を行う。

(7) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
白飯	150 食	2029 年 9 月	3F 食堂	栄養士
五目ごはん	100 食	2029 年 8 月	3F 食堂	栄養士

		<u>2029年</u>		
山菜おこわ	50 食	2029年7月	3F 食堂	栄養士
とうもろこしご飯	50 食	2029年10月	3F 食堂	栄養士
わかめご飯	100 食	2029年9月 2029年	3F 食堂	栄養士
保存用ビスケット	60 人分	2029年1月	3F 食堂	栄養士
オニオンスープ	260 食	<u>2027年4月</u> <u>2029年1月</u>	3F 食堂	栄養士
卵スープ	260 食	2027年5月 2029年1月	3F 食堂	栄養士
みそ汁	260 食	2027年5月 2029年1月	3F 食堂	栄養士
(温めずに美味しい野菜カレー)	60 食	2029年	3F 食堂	栄養士
鯖味噌煮	60 食	2025年7月	3F 食堂	栄養士
さんま缶詰	60 食		3F 食堂	栄養士
水	120 リットル	2024年5月 2029年	3F 食堂	栄養士

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ガーゼ	5 枚	医務室 (夜間、宿直室)	看護師
テープ	5 個	〃	〃
ばんそうこう	2 箱	〃	〃
血圧計	2 台	〃	〃
体温計	2 本	〃	〃
体温計	各居室	利用者居室	担当支援員
オムツ (リハパン)	50 枚	2 階支援課事務所	支援係長
尿取りパッド	50 枚	〃	〃

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ガウン	200 枚	1 階更衣室前	管理課
手袋	500	〃	〃
マスク（N 9 5）	50	〃	〃
消毒液	30 L	〃	〃
ストーブ	5 台	1 階支援課事務所 階段下	支援係長
ポータブルトイレ	6 台	〃	〃
懐中電灯	10 本	〃	〃
懐中電灯	各居室分	利用者各居室	担当支援員

3. 緊急時の対応

（１） B C P 発動基準

【地震・水害による発動基準】

地震の影響で、組織の施設、設備、システムにどれだけの被害が出たかを評価し、重要な事業やサービスの中断が見込まれる場合、BCP を発動する。

管理者が不在の場合の代替者

管理者	代替者①	代替者②
小野寺 正裕	高田 栄一郎	鎗水 広光

（２） 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

- ・ 管理部長と事業部長は、電話連絡、メール発信にて出勤要請
- ・ 連絡を受けた施設職員は、通常の通勤手段を利用できない場合、徒歩などで安全を確保できる者のみ出勤
- ・ 連絡を受けた施設職員は、出勤可否を電話またはメール返信

（３） 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

別紙 5 被災時の人員体制、指揮系統

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
向陽中学校	天神会館	小樽市消防訓練所

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

各部屋を巡回して一人ひとり安否確認する。全盲の利用者が不安で眠れないことがあったので、震災後の利用者さんの精神状態の対応に注意すること。

外出している利用者さんの確認、携帯を持っている利用者さんには電話で確認。

(利用者携帯電話一覧参照)

【医療機関への搬送方法】

救急車または社用車で搬送

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく

【施設内】

各部署の責任者が目視で確認。

【自宅等】

携帯電話、携帯メール、SNS、緊急連絡先へ連絡し安否確認。

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準。

施設職員の参集方法

ア 災害の発生のおそれがある気象情報（災害危険区域については、大雨警報（土砂災害）以上）の発表まで猶予時間があるとき。

- ・ 管理部長と事業部長は、電話連絡、メール発信にて出勤要請
- ・ 連絡を受けた施設職員は、通常の通勤手段を用いて出勤する。夜間は自家用車もしくはタクシーを利用する。
- ・ 連絡を受けた施設職員は、出勤可否を電話またはメール返信

イ 災害が発生もしくは発生が予測され、緊急に招集する場合。

- ・ 管理部長と事業部長は、電話連絡、メール発信にて出勤要請
- ・ 連絡を受けた施設職員は、通常の通勤手段を利用できない場合、徒歩などで安全を確保できる者のみ出勤
- ・ 連絡を受けた施設職員は、出勤可否を電話またはメール返信

ウ 出勤可否連絡方法 速やかに対応可能な施設職員を把握するため、次のとおり連絡文案を定める。 なお、参集できる、できないにかかわらず、必ず連絡すること。			
連絡文1	〇〇です。 今、△△にいます。 あと、××分で到着します。	連絡文2	〇〇です。 △△のため参集できません。 ××で待機します。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所。津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	入所・通所 あおば寮 3F 食堂 福祉ホーム 2F 談話室	入所・通所 あおば寮 3F 廊下 福祉ホーム 3F 廊下
避難方法	垂直避難 階段を使って 3F または 2 階へ移動	垂直避難 階段を使って 3F または 2 階へ移動
避難場所 (あおば)	2 階 事務所	2 階 食堂
避難方法 (あおば)	垂直避難 階段を使って 2 階へ移動	垂直避難 階段を使って 2 階へ移動

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	あおば寮 玄関前	消防訓練グラウンド
避難方法	単独または介助	単独または介助
避難場所 (あおば)	事業所：玄関前	向陽中学校
避難方法 (あおば)	単独	単独

(8) 重要業務の継続

経過目安	夜勤職員のみ	発生後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日
職員数	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
	3 名	6 名	10 名	12 名

在庫量	100%	86%	72%	58%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水
重要業務の基準	生命を守るため 必要最低限	医療的ケア・ 食事中心、その 他は減少・休止	ほぼ通常、一部 減少・休止	ほぼ通常
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
食事の回数	朝・昼・夕	朝・昼・夕	朝・昼・夕	ほぼ通常
食事支援	必要な方に支援	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常
排泄支援	必要な方に支援	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常
洗濯	使い捨て対応	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
シーツ交換	汚れた場合	順次、部分的に 交換	順次、部分的に 交換	ほぼ通常

(9) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
1F 会議室、各階の事務所	入所・福祉ホーム・GH 空室
入所・福祉ホーム・GH の空室	相談室・会議室
相談支援事業所あおば：事務所	相談支援事業所内休憩室

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

【入所・北海道宏栄社】

夜勤3人体制維持しつつ、日中支援員の確保する。部署内では人員が足りない時には他部署とも連携し、確保する。

【通所・宏栄セルフ】【相談支援事業所】 休止

【福祉ホーム】 入所施設と連携し、緊急時の対応に備える。日中は管理人1名配置。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備の被害点検シート>

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電　／　不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
建物・設備 (フロア単位)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

報告対象・情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	FAX	小樽市役所災害対策室
被害状況		電話	小樽市消防署消防課
避難準備等	避難指導班	館内放送 口頭	施設職員、利用者等
		FAX 電話	小樽市役所（障がい福祉課・災害対策室）・小樽市消防署消防課
避難開始等		館内放送 口頭	施設職員、利用者等
		FAX 電話	小樽市役所（障がい福祉課・災害対策室）・小樽市消防署消防課

	機関名	電話	FAX
防災行政機関	北海道後志総合振興局	0136-23-1938	0136-22-5846
	小樽市役所障害福祉課	0134-32-4111	0134-22-6915
	小樽市役所災害対策室	0134-32-4111	0134-25-9955
	小樽市消防署消防課	0134-22-9171	0134-22-9171
	小樽警察署	0134-27-0110	
電気	でんき保安協会	0134-23-5382	0134-25-4774
ガス	高橋燃料商事株式会社	0134-22-2188	0134-33-7800
水道	小樽市水道局	0134-32-4111	0134-27-0695
通信	NTT東日本	011-212-4010	
設備	北日本ボイラ株式会社	011-852-7901	011-852-7919
〃	山吹商工株式会社	0134-24-1717	0134-29-2780
給食	シダックスフードサービス	011-207-7880	011-207-7844
EV	日本エレベーター株式会社 三菱電機ビルテクノサービス SEC エレベーター	011-736-9155 0134-25-1059 0120-880-877	011-736-7115 0134-25-0839 011-271-0858
工場	東京洗染株式会社	011-865-1222	
PC	大丸株式会社	011-860-6700	011-860-5132
防災設備	小樽防災トータルシステム (有)	0134-34-2330	0134-34-3803
近隣施設	株式会社クリーンサービス	0134-34-2330	0134-34-3803
〃	株式会社小樽浄化センター	0134-33-8411	

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

状況が落ち着き次第、法人ホームページ、SNS で正確な情報を発信する。

情報の透明性:

状況が進行するにつれて情報を更新し、変化する状況に適応する。進展や対策の進捗を隠さずに伝え、人々に現状を理解させる努力する。

適切な言葉選び:

混乱や不安を招かないよう、適切な言葉で情報を伝えることが大切。冷静なトーンで表現し、恐怖や不安を煽る表現を避ける。

感情面への配慮:

被災者や関係者の感情に配慮し、同情と支援の意志を示すこと。人々の心情を理解し、適切なコミュニケーションを心掛ける。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

社会福祉法人懇話会・北海道身体障害者福祉施設協議会・北海道知的福祉協会
と連携体制を確認中。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

障害福祉における社会福祉施設等の相互支援協定書

北海道 ― 北海道身体障害者福祉施設協議会

北海道 ― 北海道知的障害者福祉協会

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
三ツ山病院	0134-23-1289	嘱託医・産業医

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
小樽市	0134-32-4111	
天神会館	0134-32-0228	

(2) 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載

北海道身体障害者福祉施設協議会で連携について話し合い中。

② 利用者情報の整理

緊急時用の医療情報ファイル参照

- ・ 医務室 現病歴、内服薬等を記載しているファイルを保管している。
- ・ 2 階支援課 健康保険所等のコピーを保管している。
- ・ 相談支援事業 個別ファイルで保管している。

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

未定

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

職員の派遣は検討中。身体障害者福祉協会（SELP 協）で検討中。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の対応は小樽市と競技中。

受入人数 20 人

支援者が来る場合に限り受け入れ可。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

調整中

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

避難訓練、研修の実施。

【災害が予想される場合の対応】

ご家族に連絡し、早めに帰宅していただく。

帰宅困難者は、入所利用者さんと一緒に避難する。

【災害発生時の対応】

速やかに作業を中止し、避難開始。

7. 相談支援事業・固有事項

【平時からの対応】

避難訓練、研修の実施。

【災害が予想される場合の対応】

在宅者の安否確認、また、緊急避難先などの個別周知。

通常業務の停止。

法人内の応援体制、状況把握。

【災害発生時の対応】

個別ファイル等の持ち出し可能な物品を所持し、職員の生命を優先し避難をする。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
R6. 10. 31	相談支援事業所管理者退職により削除、非常食更新	

予防管理組織編成表

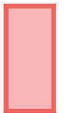
統括責任者	防火管理者	防災担当責任者		火元責任者・点検検査員	
常務理事	事業部長	工場関係	事業部長	1 課（リネン工場）	（火元責任者） 1 課・岡音課長 （点検検査員） 小林主任 袴田係長 伊藤主任
				2 課 1 係（寝具工場）	（火元責任者） 2 課・岡音課長 （点検検査員） 佐々木（拓）係長 若狭主任
				2 係（一般工場）	後藤係長 竹田靖子
				ボイラー室 汚水・変電 倉庫	（火元責任者） 高田管理部長 加茂係長 （点検検査員） 松本係長 中村主任
		寮関係	管理部長	食堂、厨房 相談室、洗面所 トイレ、医務室 居室、デイルーム 浴室 パソコンルーム 調理実習室 管理事務所	（火元責任者） 丸山課長 （点検検査員） 梶谷係長 新野栄養士
		管理関係	管理部長	玄関まわり 廊下 トイレ	（火元責任者） 高田管理部長 （点検検査員） 松本係長
		福祉ホーム	事業部長	玄関まわり 廊下 トイレ 事務所	（火元責任者） 高田管理部長 （点検検査員） 早坂雅志

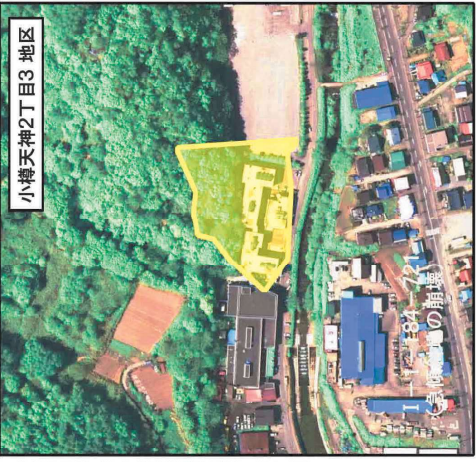
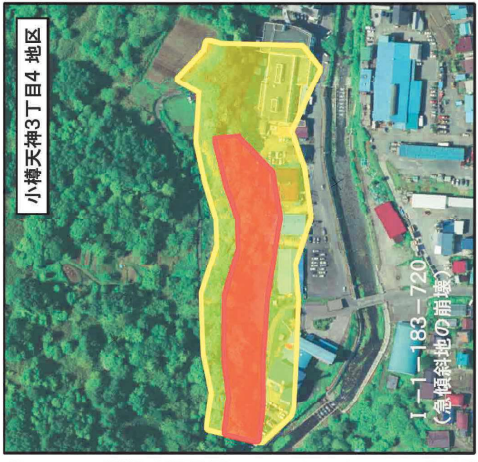
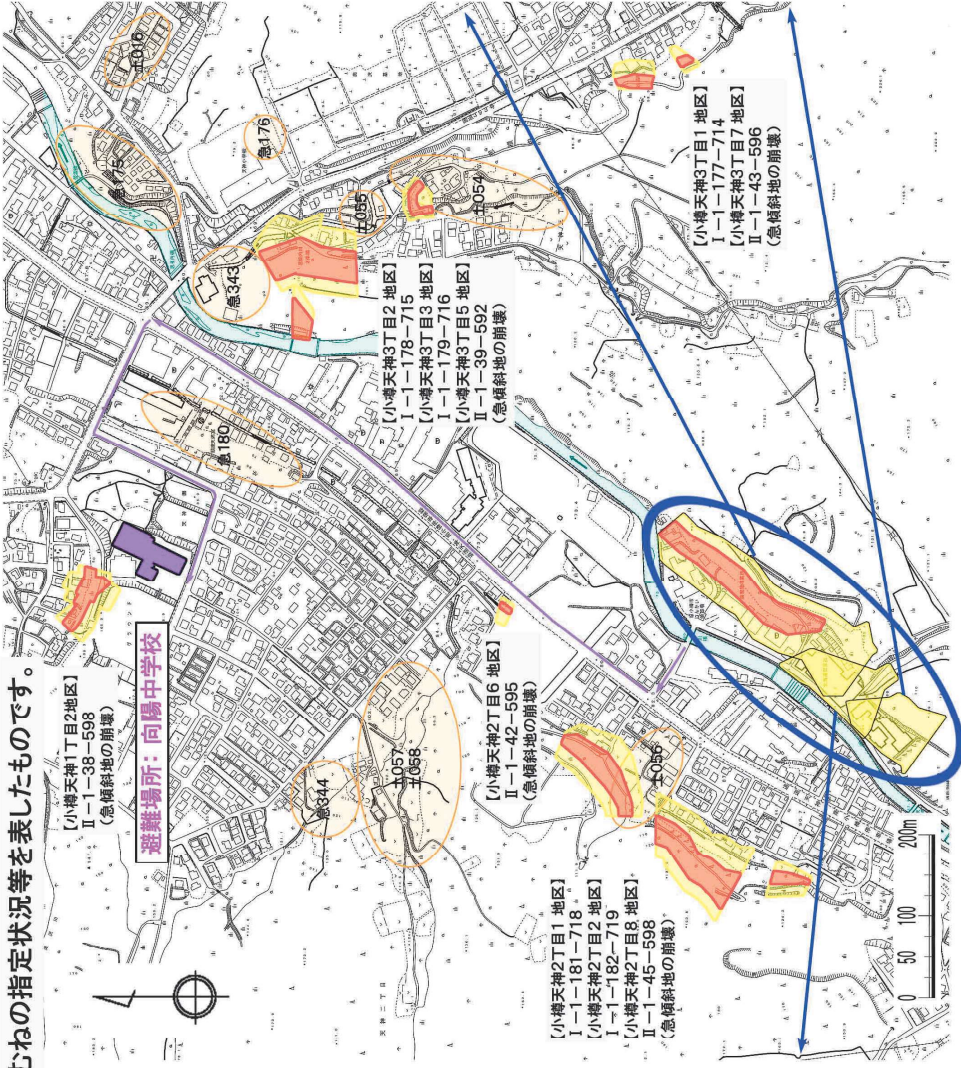
天神3丁目4 天神2丁目3 地区 土砂災害ハザードマップ 小樽 天神沢川

作成年月	平成27年3月
発行元	小樽市 総務部 防災担当 小樽市 建設部 都市計画課
連絡先	電話(0134)－32－4111
避難場所	向陽中学校 電話(0134)－23－8158

(住所:「天神2丁目8番、18番、天神3丁目18番」の一部)

※本マップは、表示された地区の、おおむねの指定状況等を表したものです。

項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
避難場所	
主要な避難道路	
土砂災害危険箇所	



- ◎黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- ◎赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
- ◎茶色で囲まれた範囲(土砂災害危険箇所)は、現在のところ警戒区域等の設定はなされておりませんが、大雨時に土砂災害が発生するおそれがありますので、区域の有無に関わらず注意してください。
 - ・露岩部(岩盤が露出している箇所)の直下は、落石等による災害が発生する恐れがありますので、区域の有無に関わらず注意してください。
 - ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる場合がありますので、気象情報や土砂災害警戒情報に注意してください。
 - ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

土砂災害に備えて

大雨の時など避難の際に必要なとなりますので、家族全員がわかる場所に貼っておきましょう。

①土砂災害警戒区域や避難場所等を確認しておきましょう！

○土砂災害警戒区域

黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

○土砂災害特別警戒区域

赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域」です。

※ 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる可能性がありますので、注意してください。

②雨が強くなってきたら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報入手しましょう！

○まずはテレビやラジオ等で気象情報を確認しましょう。

○雨が強くなってきたら、電話やインターネットでも確認しましょう。

☆インターネットによるサービス

北海道防災情報ホームページ、気象庁ホームページ など

☆携帯電話によるサービス

北海道防災情報ホームページ など

〈大雨の場合に気象台が発表する防災気象情報の例〉 各種防災気象情報のタイミングの例

約1日程度前
大雨の可能性が高くなる

半日～数時間前
大雨が始まる
強さが増す

数時間～
1、2時間前
雨が一層
激しくなる

大雨に関する気象情報(警報・注意報に先立ち発表)

大雨注意報(警報になる可能性がある場合はその旨告知)

大雨に関する気象情報(雨の状況や予想を適宜発表)

大雨警報(大雨の期間、予想雨量、警戒を要する事項などを示す)

大雨に関する気象情報(刻一刻と変化する大雨の状況を発表)

記録的短時間大雨情報(数年に一度の猛烈な雨が観測された場合に発表)

土砂災害警戒情報(土砂災害の危険度がさらに高まった場合に発表)

※気象庁ホームページを参考に作成

■土砂災害警戒情報が発表されたら

- 早めの避難を心がけましょう。
- 消防車や広報車等の呼びかけに注意しましょう。
- 土砂災害の発生する恐れのある危険な場所には近づかないようにしましょう。

③大雨が続き、以下のような前兆現象を見つけたら、早めの避難を心がけましょう！ また、市役所などの関係機関へ通報しましょう！

こんな前兆現象に注意！

次のような現象を察知した場合は、土砂災害が直後に起こる可能性があります。直ちに周りの人と安全な場所へ避難するとともに、関係機関へ通報して下さい。



山鳴りがする



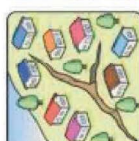
雨が降り続いて
いるのに川の
水位が下がる



川の流れが濁り
流木が混ざり
はじめる



小石がバラバラ
落ちてくる



地面にひび割れができる



斜面から水が
ふき出す

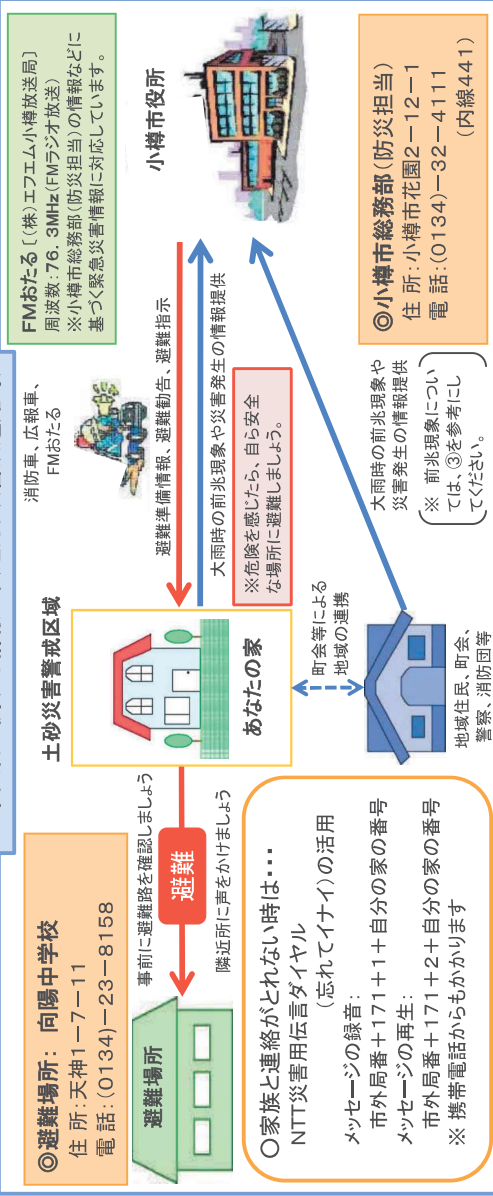
④避難準備情報が出たら、家族との連絡、非常用持出品の用意などを開始しましょう！

⑤避難勧告、指示などの連絡があったら直ちに計画された避難場所などへ避難しましょう！

⑥避難の際はこんなことに気をつけましょう！

- ・避難場所へ避難する場合は、他の土砂災害危険箇所や浸水想定区域(浸水するおそれがある区域)を避けた避難経路を選択しましょう。
- ・漂流から直角方向に避難し、できるだけ渓流から離れましょう。
- ・携行品は限られた物だけ(非常用持出品)にしましょう。
- ・服装は軽装とし、帽子、雨合羽、防寒用具を携帯しましょう。
- ・火気の始末をし、火災が発生しないようにしましょう。
- ・戸締まりをしましょう。

土砂災害に関する情報の伝達方法(警戒避難時)



勝納川洪水ハザードマップ

小樽市

令和2年12月発行

社会福祉法人北海道宏栄社
洪水新想定区域
0.5m以上～3.0m未満

洪水浸水想定区域

勝納川洪水浸水想定区域の凡例

5.0m以上～10.0m未満
3.0m以上～5.0m未満
0.5m以上～3.0m未満
0.5m未満

浸水の程度

5.0m以上
3.0m～5.0m未満
0.5m～3.0m未満
0.5m未満

想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により勝納川が氾濫した場合の状況を予測したものです。

自分の住んでいる地区がどの程度の浸水をするのかを確認してください。想定以上の降雨になると浸水が予想される区域と浸水の深さが大きく異なる場合があるため、浸水予測はあくまで目安として、早めの避難を心がけてください。

記号凡例

避難所
高速道
国道
道道
警察署・駐在所・交番
消防署・出張所
郵便局
病院
町内会館
駅・JR
公園
市町村界

洪水災害の対策をしておきましょう！！

- 側溝のゴミや泥を取り除き、水はけを良くしておきましょう。
- 災害発生に備え、家庭内での備蓄を心がけましょう。
特に、食料や飲料水などについては、最低3日分、できれば1週間分を備蓄しましょう。

【備蓄品の一例】

- 非常食（食料・飲料水（1人あたり最低1日1ℓ）・缶・粉ミルク（または液体ミルク）など）
- 避難用具（懐中電灯・携帯ラジオ・電池・ヘルメット・軍手・運動靴 など）
- 衣類（着替え・タオル・雨具・防寒具 など）
- 感染症対策用品（マスク・アルコール消毒液・体温計 など）
- 貴重品類（現金・保険証・運転免許証 など）
- その他（医薬品類・携帯電話・充電器・眼鏡 など）

避難情報！！そのときにとるべき行動！！

市では、洪水時に避難が必要な時など、以下のような避難情報を発令します。

発令区分	とるべき行動
避難準備・高齢者等避難開始	・高齢者など避難に時間がかかる方は、避難を開始してください。 ・その他の方も避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
避難勧告 及び 避難指示（緊急）	・避難を開始してください。 ・避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

避難時の注意点！！

洪水の時

- 浸水の深さに注意
歩ける深さは、男性で約70センチ、女性で約50センチ。浸水の深さが腰まであるなら無理は禁物です。無理をせず、高所で救助を待ちましょう。
- はき物に注意
増足、長靴は禁物です。ひもで締められる運動靴をはいて避難しましょう。
- 段差・溝に注意
水の中には、マンホールや側溝など危険箇所が潜んでいます。長い棒などを杖かわりにして、安全を確認しながら避難しましょう。
- 子供から目を離さない！！
はぐれないように、身体をロープで結んで避難しましょう。

家を空ける時

- 電気のブレーカーを落とす
- ガスの元栓を閉める
- ストープを消す
- 戸締りをしっかり行う

主な避難所一覧

施設名称	所在地	電話番号 (市外局番 0134)	施設名称	所在地	電話番号 (市外局番 0134)
① 奥沢小学校	奥沢2丁目5番1号	23-6295	⑩ 潮見台中学校	潮見台1丁目17番1号	33-1080
② 奥沢保育所*	奥沢3丁目2番1号	22-4641	⑪ 松ヶ枝中学校	最上1丁目31番1号	25-5528
③ 向陽中学校	天神1丁目7番11号	23-8158	⑫ 小樽未来創造高等学校*	最上1丁目29番1号	23-6105
④ 市民消防防災研修センター*	天神2丁目18番17号	22-1517	⑬ 小樽明峰高等学校*	最上1丁目14番17号	22-7755
⑤ 双葉中学校	住ノ江1丁目3番3号	31-5000	⑭ 入船六三町会会館	入船2丁目23番16号	32-1947
⑥ 小樽双葉高等学校	住ノ江1丁目3番17号	32-7342	⑮ 花園小学校	花園5丁目4番1号	25-5233
⑦ 小樽湘陵高等学校	潮見台2丁目1番1号	22-0754	⑯ 青園中学校	花園5丁目4番2号	23-9272
⑧ 小樽水産高等学校	若竹町9番1号	23-0670	⑰ 小樽市教育委員会庁舎	花園5丁目10番1号	32-4111
⑨ 潮見台小学校	新富町9番13号	23-9251			

■ 避難所が通密状態となることを防ぐ観点から、皆様の状況の変化に応じて、対応可能な場合は、親戚や友人の家等へ避難することをお勧めいたします。

家族の安否を知りたい・知らせたい！！

NTT災害伝言ダイヤル（忘れてイナイ）の活用

メッセージの録音 ⇒ 市外局番 + 171 + 1 + 自分の家の電話番号

メッセージの再生 ⇒ 市外局番 + 171 + 2 + 自分の家の電話番号

※携帯電話からもかかります

覚えてください
災害時の声の伝言板
災害用伝言ダイヤル

0770

避難情報の伝達方法

小樽市（災害対策本部）



市民のみなさん

災害情報はここから

防災気象情報	気象庁 札幌管区気象台	http://www.jma.go.jp/jma/index.html	03-3212-8341
河川情報	国土交通省 川の防災情報	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	011-611-6127
防災情報	北海道防災情報 小樽市	http://www.river.go.jp https://www.bousai-hokkaido.jp/ https://www.city.otaru.lg.jp/simin/anzen/bosai/	011-204-5007 0134-32-4111

お問い合わせ先

小樽市総務部災害対策室

住所：小樽市花園2丁目12番1号 電話：(0134)32-4111（内線 441）

小樽市業務継続計画【概要版】

令和3年6月

第1章 緒則

1 計画策定の背景と目的

本市においては、防災に関する基本施策を定めるため、災害対策基本法第 42 条に基づき、「小樽市地域防災計画」(以下、「地域防災計画」という)を策定し、近年の災害を教訓として、継続的な修正を行ってきた。また、本市の強靱化を推進するため、令和 2 年 11 月に事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくりや産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施する「小樽市強靱化計画」(以下、「強靱化計画」という)を策定し、防災・減災政策を一歩ずつ進めているところである。

一方、平成30年に発生した北海道胆振東部地震では、約2日間にわたる大規模停電の発生等により、本市でも市民生活・経済活動へ大きな影響を与えた上、市民等への情報伝達・情報共有や非常用発電機など災害備蓄品、避難所開設・運営の体制など行政として多くの実務的な課題が生じた。しかし、現時点においては、これらを解決していく手段を十分に確立できていない状況にある。

このため、今後予想される大規模災害の発生に備え、災害時に優先的に実施すべき業務を「非常時優先業務」として特定するとともに、災害時においても当該業務を迅速かつ的確に遂行することで、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活・経済活動への影響を最小限にとどめることを目的として、小樽市業務継続計画（以下、「本計画」という）を策定するものである。

2 計画の位置付け、地域防災計画・強靱化計画との関係

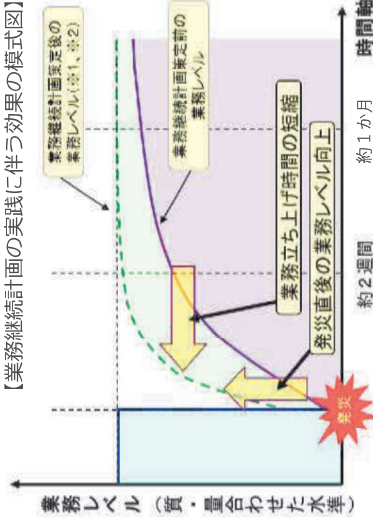
本計画は、本市の庁舎や職員など行政自らの被災も前提としたもので、災害対応業務及び優先通営業務を特定するとともに、限られた資源を活用して、災害時に迅速かつ的確に業務を遂行するための方策等を取りまとめた計画であり、本市の地域防災計画、強靱化計画を補完するものである。

3 計画の適用範囲

対象事象	①地震・津波、風水害、雪害、土砂災害等の大規模な自然災害 ②大規模な自然災害が発生の中、新型コロナウイルス等の感染症が拡大するなど複合的な災害
対象期間	発災からおおむね1か月以内
対象組織	本市の全組織（ただし小樽市立病院職員、消防職員などは参集対象者から除く）
対象業務	非常時優先業務（災害対応業務、優先通常業務）

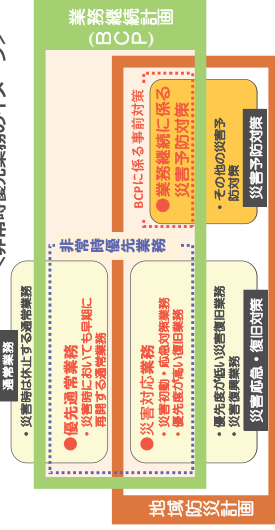
※業務継続計画とは：災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画

【業務継続計画の実践に伴う効果の模式図】



【対象とする業務・対策と地域防災計画との関係】

＜非常時優先業務のイメージ＞

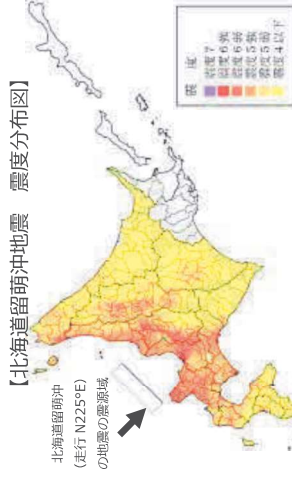


第2章 前提とする自然災害等と被害想定

本計画で設定する最大規模の被害想定は、本市域への影響が最も大きいと考えられる「北海道留萌沖の地震及び津波」が発生する中、新型コロナウイルス等による感染症が拡大する複合的な災害の場合とする。

【最大規模の被害想定】(発災：厳冬期(1月)の休日(夕方))

項目	被害数量等
マグニチュード	7.8
最大震度	市内一部で震度6強
全壊棟数、半壊棟数	156棟、844棟
火災(焼失棟数)	127棟
死者数、重傷者数	14人、26人
軽傷者数	120人
避難生活者数	5,780人
災害廃棄物発生量	37,664トン
新型コロナウイルス感染症患者	17人(重症3人、軽症14人)



第3章 業務継続目標の考え方と目標の設定

1 業務継続の基本方針と全庁的な業務継続目標

行政組織である本市の業務統統の基本方針と全庁的な業務統統目標は、以下のとおりである。なお、目標とする実施時期については、その期間以内の開始を意味するものである。

- ① 市民の生命・身体・財産の保護を最優先する。
- ② 市民生活・経済活動の影響を最小限にとどめる必要があることから、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる。そのため、これ以外の業務は、積極的な休止判断を行う。
- ③ 業務継続のために必要な資源を迅速に確保し、適切な配分を行う。
- ④ 全庁的な取組として、横断的な協力体制の下、業務継続体制の持続に努める。

【全庁的な業務継続目標】(代表的な業務を記載)

目標時期 (開始)	業務継続目標	優先通常業務
3時間以内	災害対応業務	◆ 気象・災害関連情報の収集、伝達、報告及び避難指示 ◆ 人命救助、緊急活動及び消火活動 ◆ 職員の安心確認・参集状況の把握 ◆ 住民・観光客等の避難誘導・避難支援 ◆ 災害対応本部関連業務 ◆ 避難所の開設・避難者の収容状況の把握 ◆ 被災者等の応急医療、感染症対策関連業務 ◆ 応急給水、給排水施設対応の準備
1日以内	災害対応業務	◆ 災害応急物資の調達、物資集積拠点の設置等 ◆ 災害ボランティアの受入等の総合調整 ◆ 道路、河川等の被害調査・被害物除去等 ◆ 廃棄物処理実施計画の立案及び運用 ◆ 仮設トイレ確保、避難場所への設置依頼
3日以内	災害対応業務	◆ 応援人員の受入れ及び日程調整・管理 ◆ 福祉避難所の開設要請、支援派遣依頼等 ◆ 被災建築物の応急危険度の判定 ◆ 災害廃棄物仮置き場の設置・運営
1週間以内	災害対応業務	◆ 災害関係予算関連業務 ◆ 緊急生活相談の総合調整 ◆ 市有建物、公営住宅の応急処理の実施
2週間以内	災害対応業務	◆ 火災証明書(災害)の交付手続き・処理 ◆ 港湾施設の応急復旧工事の実施
1か月以内	災害対応業務	◆ 応急仮設住宅の運営管理

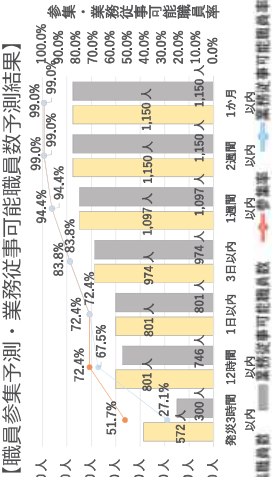
第4章 業務継続における体制等の現状

1 本市職員の動員・参集想定、必要な施設・設備等の現状

本市の災害対策本部の体制、職員の動員体制を取りまとめるとともに、本計画における必要資源の現状分析を行った（下記の現状分析項目一覧参照）

特に重要な資源である人材として、職員の動員・参集については、職員自身の被災や公共交通機関の途絶等を前提とした参集における制約条件を整理・検討を踏まえた職員非常参集の予測結果、業務従事可能な職員数を右に示す。

※消防部を除く（消防部は業務従事可能職員数の想定等において、当直・交代勤務を前提とした独自の算定を行うため）



【現状分析項目一覧】災害対応マニュアル、避難所・避難場所、関係機関との防災協定、物資の集配・地域への配給、市有建築物の耐震化、市有建築物の備品類の固定、本庁舎等の代替施設、災害備蓄品、土砂災害警戒区域等、通信施設・設備、公共施設、非常用電源、災害時優先電話、情報システム、車両等、感染症対策等

第5章 非常時優先業務の選定と実施体制の検証

1 非常時優先業務の選定結果

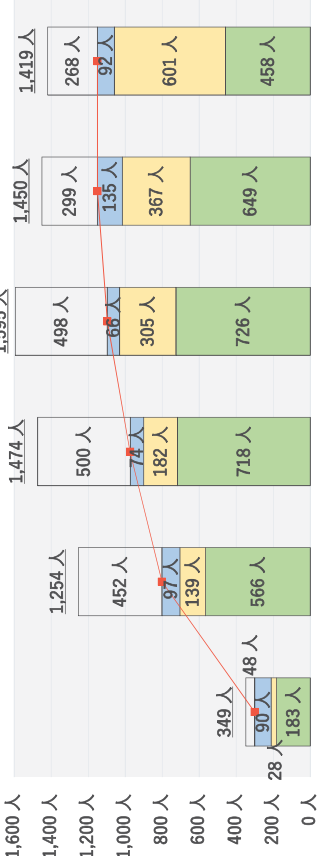
本市業務を防災・減災の観点から、①災害対応業務、②優先通常業務、③休止等通常業務に3つに区分し、①と②を併せて、非常時優先業務として選定を行った結果を下に示す。

業務種別	各業務数	全体に占める割合 (%)	非常時優先・休止業務数	全体に占める割合 (%)
災害対応業務	246	16.1	809	52.9
優先通常業務	563	36.8	719	47.1
休止等通常業務	719	47.1	1,528	100.0
総業務	1,528	100.0		

2 非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較

非常時優先業務別の必要人数を踏まえて、業務従事可能人数に基づき、配置予定の人数を設定した。時期ごとの不足人数のグラフ、分析結果から得られた課題概要を下記に示す。

【非常時優先業務の必要人数と配置予定人数の比較】



※消防部を除く（消防部は業務従事可能職員数の想定等において、当直・交代勤務を前提とした独自の算定を行うため）

※配置予定人数とは自身が所属する対策班の業務を実施する職員数であり、庁内支援職員数とは自身が所属する対策班とは異なる対策班の業務を支援する職員数のことである

- ・発災初期より、非常時優先業務の必要人数が配置予定人数を上回り、職員数が常に不足する状況である。
- ・優先通常業務は、1週間以内で多く開始されるが、引き続き災害対応業務の実施が必要となるため、3日～1週間以内において不足する人数が最大となる。
- ・職員数が常時不足するため、職員の横断的な活用体制の確立とともに、早期に受援が得られるよう協力体制の構築が必要である。更に受援人員にも限界があるため、非常時優先業務の厳選も検討が必要である。

第6章 業務継続における課題と対策

業務継続目標達成に向け、本市の現状の課題を抽出し、各課題に対応した今後実施すべき主な対策を整理した。

課題	主な対策
1 本市職員の活用、柔軟な運用の確立	●指揮命令者の代行順位、初動対応マニュアルの整備等
○発災初期における活動人員の確保	●開設・運営職員の運用体制の整備
○避難所開設・運営職員の業務、交番方策等のマニュアル整備	●各対策部・班の横断的な連携、柔軟な人員の運用
○長期間の人員不足に伴う各対策部業務量の平準化	
2 本市職員の防災力の向上	●マニュアルの継続的な見直しと訓練による検証・改善等
○職員の災害対応力の向上	●被害認定調査・り災証明発行の迅速化、効率化の推進
○職員の家庭における防災対策の向上	●防災対策のメニューの周知、対策の実施状況の把握
3 応援人員の受け入れ体制、関係機関との連携体制の確立	●防災関係機関等との協力内容の取決め、方策の検討
○防災関係機関・ボランティア等の受け入れ体制の整備	●協力事業者との協定締結の推進、協力体制の構築
○受援業務の明確化	●受援計画の策定、受援業務実施のマニュアル等の整備
○他都市等との包括的協定の締結、相互支援関係の構築	●他都市等との包括的協定の締結、相互支援関係の構築
○物資の集配送における体制の整備	●受援計画による物資の集積・仕分け・配送体制等の構築
4 市民との協働の推進	●自主防災組織の結成促進、連合町会と協働で加入を促進
○地域防災の担い手となる市民との協働体制の整備	●自主防災組織等のリーダーの育成・フォローアップ
●市民等による自主的な避難所の運営体制の構築等	
5 本庁舎等の施設・設備及び災害備蓄品の整備	●本庁舎等の耐震性の向上
○本庁舎等の被災時の代替施設の整備	●本庁舎等の被災時の代替施設の整備
○本庁舎等の備品類の固定	●防災拠点の主要施設の備品類の着実な固定実施、確認
○避難所における災害備蓄品の整備・更新	●災害用備蓄拠点の整備、備蓄品の定期的な整備・更新
○職員用の災害備蓄品の整備	●職員用の災害備蓄品の約3日分確保の要請及び推進
6 公共施設・ライフラインの整備・維持管理の推進	●必要道路の整備検討、地域公共交通関係者と連携を強化
○地域公共交通の維持等の推進	●橋梁等の耐震性の修繕、土砂災害警戒区域の指定推進
○道路施設の耐震化等、各種防災対策の推進	●港湾施設の耐震化等、各種防災対策の推進
○ライフラインの防災対策の推進	●上下水道施設の計画的な更新等、ガス事業者との連携
○迅速な除雪体制等の継続的な確保	●安定的な除雪体制等の維持、各道路管理者との連携
7 通信・電力・情報システムの強化	○災害時優先電話の活用周知等
○多様な通信手段の整備	●災害時優先電話の利用方法の再確認、周知の徹底等
○停電時の非常用電源・燃料の確保	●防災行政無線の継続維持、衛星携帯電話の拡充の検討
○バックアップ体制の強化	●情報伝達手段の多様化を検討、多様な伝達手段を重層化
○ハードウェア損傷対策の強化	●重要情報の遠隔地保管の推進、バックアップ頻度の確保
○情報システムを安定運用できる人員・人材の確保	●ハードウェアの固定・損傷対策、冗長化の検討
8 防疫・感染症対策の推進	●ICT-BCPの構築、システム復旧・操作マニュアルの整備
○避難所における感染症の対応体制の構築	●情報システムの訓練等の実施、管理運用者の人材育成
○感染症対策に要する備蓄品の拡充	●感染拡大下における避難所運営マニュアルの策定等
○医療機関・保健所等との連携体制の構築	●飛沫感染防止に向けた対策方法の検討、消毒液等の確保
○職員の感染症対策及び拡大時の業務遂行体制の充実	●医療機関等との連携強化、的確な協力体制を構築
9 本市職員の健康管理対策の推進	●感染症予防策の周知徹底、業務遂行マニユアルの整備
○職員の健康状態など確認体制の整備	●健康管理等に関する情報提供、健康管理体制の整備
10 その他防災・減災対策の推進	●防災訓練等による職員及び組織の災害対応力の強化
○業務継続計画の継続的な見直し・改善	●全庁的な検討体制の確立、多様な視点での継続的見直し
○市民、民間事業者等の防災意識の向上	●市民、民間事業者への防災関連情報等の継続的な発信

第7章 防災教育・訓練の推進

今後継続的に実施すべき業務継続に関する教育・訓練について、その実施項目及び概要をとりまとめた。

防災教育メニュー案：業務継続セミナーなど5案、防災訓練メニュー案：避難所開設・運営訓練など13案

第8章 業務継続マネジメントによる継続的な見直し等

本計画は、様々な検証や訓練等で抽出された問題点等を踏まえつつ、また対策の実施状況により前提条件が変化していくため、業務継続マネジメント体制の下、継続的に見直しを行い、必要に応じ改善を図るものとする。

災害時の人員体制、指揮系統

(1) 役割分担（施設職員配置）と指揮・命令系統

- ・ 統括責任者 常務理事 （代行者 事業部長 ）
- ・ 情報連絡班 班長 管理部長 （代行者 管理課長 ）
- ・ 消火班 班長 事業部長 （代行者 各部門責任者 ）
- ・ 避難誘導班 班長 クリーニング課長 （代行者 各部門責任者 ）
- ・ 救護班 班長 看護師 （代行者 各部門責任者 ）
- ・ 搬出班 班長 生活支援課長 （代行者 生活支援員 ）
- ・ 地域連携班 班長 管理部長 （代行者 管理課長 ）

(役割分担表)

【】内は夜間

	班 別	主班長	班員	任 務	要員
統括責任者 常務理事	情報連絡班	管理部長 【宿直員】	管理課	①消防機関への通報 並びに通報の確認 ②施設内への非常通報並びに指示命令の伝達 ③関係者への連絡 ④避難状況取りまとめ ⑤気象や災害の情報収集	①係員 ②係員 ③丸山課長 ④松本係長 ⑤松本係長
	地域連携班			①近隣施設への救援要請と活動内容の調整	①高田管理部長
	消火班 (火災時以外は他の班を手伝うこと)	事業部長 【宿直員】	ク リ ー ニ ン グ 課 生活支援課 管理課	①出火階に直行し、屋内消火栓及び消火器による消火作業に従事 ②消防隊との連携及び補佐	①火災発見者 ②火災現場付近の施設職員

	避難誘導班	クリーニング課長 【宿直員】	クリーニング課 生活支援課	①出火階並びに上層階に直行し避難開始の指示命令の伝達 ②避難上障害となる物品の除去 ③非常口の開放並びに解放の確認 ④未避難者、要救助者の確認及び報告	①～④ 各現場担当者 (上司の指示に従い、各自臨機応変に行動すること)
	救護班	看護師 【宿直員】	生活支援課	①負傷者の応急処置 ②消防救急隊との連携、情報の提供	①応急処置は看護師が担当し、生活支援員はそのサポートをすること ②各班の班長が情報を出し合い消防救急隊をサポートすること
	搬出班	生活支援課長 【宿直員】		①非常持ち出し物品の確認と指示伝達、搬送と管理	①丸山課長

北海道における防災関係の協定締結一覧

令和5年4月1日現在

民間との協定110件延べ237企業・団体等（内訳：報道・放送＝3件32社・団体、医療・物資・役務提供等＝107件延べ205企業・団体・独法）、行政機関等6件

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	担当部	備考
1	新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社(22社)	S36～		
2-1	放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社(9社)	S40. 5. 20～	総務部	
2-2		災害時における放送要請に関する協定	(一社)日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会	H28. 12. 8	総務部	
3-1	医療・福祉・医薬	災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34. 9. 1	保健福祉部	
3-2		災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道医師会	S62. 12. 22	保健福祉部	
3-3		災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)北海道歯科医師会	H9. 4. 14	保健福祉部	
3-4		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)ｽｽﾞｹﾝ愛生館営業部	H13. 4. ～	保健福祉部	
3-5		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)ほくやく	H13. 4. ～	保健福祉部	
3-6		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)モロオ	H13. 4. ～	保健福祉部	
3-7		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)竹山	H13. 4. ～	保健福祉部	
3-8		災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)ムトウ	H13. 4. ～	保健福祉部	
3-9		災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道薬剤師会	H14. 2. 28	保健福祉部	
3-10		北海道DMATの派遣に関する協定	北海道DMAT指定医療機関(37機関)	H19. 9. 12～	保健福祉部	
3-11		北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	(福)北海道社会福祉協議会	H23. 9. 5	保健福祉部	
3-12		災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会	H24. 9. 7	保健福祉部	
3-13		災害時の看護職医療救護活動に関する協定	(公社)北海道看護協会	H24. 12. 28	保健福祉部	
3-14		災害時における医薬品等の供給に関する協定	(一社)北海道医薬品卸売業協会	H25. 3. 29	保健福祉部	
3-15		災害時における医療機器等の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25. 3. 29	保健福祉部	
3-16		災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社)北海道柔道整復師会	H26. 5. 16	保健福祉部	
3-17		災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会	H26. 11. 5	保健福祉部	
			北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、(公社)日本認知症グループホーム協会北海道支部、(一社)北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会	H27. 3. 31		
3-18		災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29. 1. 27	総務部	
3-19		航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	航空自衛隊千歳基地ほか11団体（機関）	H31. 3. 28～	保健福祉部	
3-20		北海道災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会北海道支部、北海道認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会	R3. 3. 30	保健福祉部	
			北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協議会、北海道デイサービスセンター協議会	R3. 12. 8		

北海道における防災関係の協定締結一覧

令和5年4月1日現在

民間との協定110件延べ237企業・団体等（内訳：報道・放送＝3件32社・団体、医療・物資・役務提供等＝107件延べ205企業・団体・独法）、行政機関等6件

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	担当部	備考
4-1	食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17. 11. 22	環境生活部	
4-2		災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コ・コーポレーション(株)	H18. 12. 22	総務部	
4-3		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18. 12. 22	総務部	帰宅者支援含む
4-4		災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	H20. 2. 21	総務部	別掲（帰宅支援）
4-5		災害時における物資の供給に関する協定	(株)セブンイレブン・ジャパン	H20. 7. 24	総務部	別掲（帰宅支援）
4-6		災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	H20. 7. 24	総務部	
4-8		災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	H20. 12. 18	総務部	
4-9		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	総務部	帰宅者支援含む
4-10		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCMホームマック(株)	H23. 3. 23	総務部	帰宅者支援含む
4-11		災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	総務部	帰宅者支援含む
4-12		災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート	H25. 11. 22	総務部	
4-13		災害時における物資の供給に関する協定	NP0法人コメリ災害対策センター	H26. 11. 21	総務部	
4-14		災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	H28. 6. 20	総務部	
4-15		災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29. 3. 10	総務部	
4-16		災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定	ウォレットジャパン(株)	R2. 1. 22	総務部	R3. 1. 19改正
4-17		災害時等における段ボール製品の調達等に関する協定	合同容器(株)	R2. 4. 6	総務部	
4-18		災害時における物資の供給等に関する協力協定	(株)ファーストリテイリング	R4. 3. 31	総務部	
4-19		災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ニトリホールディングス	R4. 8. 26	総務部	
4-20		災害時等における資機材のレンタルに関する協定	（一社）日本建設機械レンタル協会北海道支部	R5. 3. 28	総務部	
5-1	救助・救援等の支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NP0法人日本レスキュー協会	H20. 4. 16	総務部	
5-2		災害時における隊友会の協力に関する協定	（公社）隊友会北海道隊友会連合会	H21. 6. 26	総務部	
5-3		災害時における動物救護等に関する協定	動物救護関係の団体：（公社）北海道獣医師会、（公社）日本愛玩動物協会	H24. 12. 21	環境生活部	地方自治体：道、札幌市、旭川市、函館市
5-4		災害時及び災害活動に関する協力協定	（公社）日本青年会議所北海道地区協議会	H25. 1. 23	総務部	
5-5		災害時における交通誘導業務等に関する協定	（一社）北海道警備業協会	H10. 12. 18	総務部	
5-6		災害時における応急対策業務に関する協定	（一社）北海道建設業協会	H25. 3. 25	総務部	
5-7		建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定	（一社）北海道道路標示・標識業協会	H25. 4. 1	建設部	
5-8		災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	（地独）北海道立総合研究機構	H22. 4. 1	総務部	
5-9		大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	（公社）北海道産業資源循環協会	H23. 4. 19	環境生活部	
5-10		災害時における協力体制に関する基本協定	（一社）北海道測量設計業協会	H24. 10. 31	建設部	
5-11		災害時における協力体制に関する基本協定	（一社）北海道地質調査業協会	H27. 1. 28	建設部	
5-12		土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト運輸(株)（各主管支店）	H27. 9	水産林務部	各（総合）振興局において締結
5-13		災害時における協力体制に関する協定	（一社）北海道土木コンクリートブロック協会	H29. 1. 27	総務部	
5-14		災害時における相互協力に関する協定	北海道公立大学法人札幌医科大学	H29. 12. 20	総務部	
5-15		災害時における協力体制に関する基本協定	北海道維持管理業務連絡協議会	H30. 3. 22	建設部	
5-16		災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	（公社）日本下水道管路管理業協会	H30. 3. 23	建設部	
5-17		災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	（一社）全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	H30. 3. 23	建設部	

北海道における防災関係の協定締結一覧

令和5年4月1日現在

民間との協定110件延べ237企業・団体等（内訳：報道・放送＝3件32社・団体、医療・物資・役務提供等＝107件延べ205企業・団体・独法）、行政機関等6件

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	担当部	備考
5-18		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)日本砕石協会、 (一社)日本砂利協会	H31. 1. 25	建設部	
5-19		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)プレストレスト・ コンクリート建設業協会 北海道支部	H31. 3. 26	建設部	
5-20		公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定	(一財)北海道建設技術セ ンター	H28. 9. 7	建設部	
5-21		北海道とAUTHENTIC JAPAN株式会社との消防活動等の協 力に関する協定	AUTHENTIC JAPAN(株)	R2. 4. 9	総務部	
5-22		循環型地域社会の形成に関する協定	太平洋セメント(株)、北斗 市	R2. 12. 24	環境生活部	
5-23		災害時等における解体・撤去等に関する協定	(一社)北海道解体工事業 協会	R3. 3. 29	総務部	
5-24		大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力 に関する協定	(公社)北海道浄化槽協 会 (一社)北海道環境保全 協会 北海道環境整備事業協同 組合	R3. 4. 26	環境生活部	
5-25		災害時等における車両等の排除業務に関する協定	全日本ロータス同友会北 海道ブロック	R5. 3. 13	総務部	
6-1	葬 祭 の 支 援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14. 3. 29	総務部	
6-2		災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助 協会	H17. 11. 1	総務部	
6-3		災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協 会	H18. 6. 23	総務部	
7-1	住 宅 の 支 援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)ブレハブ建築協会	H8. 11. 1	建設部	
7-2		災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取 引業協会	H23. 5. 2	総務部	
7-3		災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営 者協会連合会	H24. 3. 27	総務部	
7-4		災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する 協定	(独法)住宅金融支援機構	H27. 2. 23	建設部	
7-5		災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	(一社)全国木造建設事業 協会	H29. 10. 20	建設部	
7-6		災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)日本ムービング ハウス協会	R4. 11. 22	危機対策課	
8-1	帰 宅 支 援	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)番屋	H20. 12. 17	総務部	
8-3		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ビッグ・ソール・フ・ン・ジャ・ン	H20. 12. 17	総務部	
8-4		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)北海道ファミリーマート	H20. 12. 17	総務部	
8-5		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)モスフードサービス	H20. 12. 17	総務部	
8-6		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン	H20. 12. 17	総務部	
8-7		災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ダスキン(ミスター・ナッ 店)	H24. 11. 1	総務部	
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ	H18. 12. 22	総務部	(再掲)
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	総務部	(再掲)
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームック(株)	H23. 3. 23	総務部	(再掲)
-		災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連 合会	H23. 12. 26	経済部	(再掲)
-		災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協 定(帰宅者支援)	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	総務部	(再掲)
9-1	輸	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸 送等に関する協定	(公社)北海道トラック協 会	H23. 10. 17	総務部	
9-2		災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24. 3. 27	総務部	
9-3		災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協 会連合会	H25. 3. 25	総務部	
9-4		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関 する協定	全日本空輸(株)	H25. 3. 29	総務部	
9-5		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関 する協定	日本航空(株)・(株)ジ・エイ7	H25. 3. 29	総務部	
9-6		災害時等における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合 会	H25. 9. 27	総務部	
9-7		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関 する協定	(株)AIRDO	H26. 1. 29	総務部	

北海道における防災関係の協定締結一覧

令和5年4月1日現在

民間との協定110件延べ237企業・団体等（内訳：報道・放送＝3件32社・団体、医療・物資・役務提供等＝107件延べ205企業・団体・独法）、行政機関等6件

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	担当部	備考
9-8	送・保管	災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	H29. 7. 24	総務部	
9-9		災害時における物資の保管等に関する協定	小樽倉庫協会	H30. 3. 19	総務部	
9-10		災害時における物資の保管等に関する協定	札幌倉庫協会	H30. 3. 28	総務部	
9-11		災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	H30. 3. 28	総務部	
9-12		災害時における物資の保管等に関する協定	室蘭地区倉庫協会	H30. 3. 28	総務部	
9-13		災害時における港湾荷役の支援等に関する協定	北海道港運協会	H30. 5. 2	総務部	
9-14		災害時における物資の保管等に関する協定	函館倉庫協会	H30. 5. 10	総務部	
9-15		災害時等における緊急輸送等に関する協定	(一社)北海道ハイヤー協会	H30. 12. 18	総務部	
9-16		災害時における物資の保管等に関する協定	道東倉庫協会	H31. 3. 29	総務部	
9-17		災害時における物資の保管等に関する協定	北見地区倉庫協会	H31. 3. 29	総務部	
9-18		災害時における電動車両等の支援に関する協定	道内三菱自動車販売会社11社、三菱自動車工業㈱	R2. 10. 28	総務部	
9-19		災害時における物資の保管等に関する協定	帯広地区倉庫協会	R5. 1. 10	総務部	
10-1	その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	経済部	燃料、帰宅者支援含む
10-2		災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26. 1. 29	総務部	相談
10-3		災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	(公社)日本水道協会北海道地方支部	H17. 4. 8	環境生活部	
10-4		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	H27. 3. 13	総務部	
10-5		災害時における相談業務の応援に関する協定	士業7団体(弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、行政書士)	H29. 6. 2	総務部	相談
10-6		災害時における物資の供給に関する協定	丸玉産業㈱	H29. 8. 23	水産林務部	合板
10-7		大規模災害発生時における相互協力に関する協定	北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク	R3. 8. 31	総務部	
10-8		大規模災害発生時における相互協力に関する協定	東日本電信電話(株)北海道事業部	R3. 8. 31	総務部	
10-9		災害時の外国人支援に関する協定	(公社)北海道国際交流・協力総合センター	R4. 7. 1	総合政策部	
10-10		災害派遣時の航空機の活動拠点としての道東空港使用に関する協定	北海道エアポート株式会社女満別空港事業所、陸上自衛隊北部方面隊、海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊北部航空方面隊	R5. 3. 29	総務部	
11-1	行政機関	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	H8. 7. 18	総務部	H30. 11. 9改正(最新)
11-2		大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道、東北8道県	H7. 10. 31	総務部	H26. 10. 21改正(最新)
11-3		災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	道及び全道179市町村	H9. 11. 5	総務部	H27. 3. 31改正(最新)
11-4		大規模災害時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面隊	H24. 6. 7	総務部	
11-5		災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局、全道179市町村	H26. 3. 28	総務部	
11-7		北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、札幌市	H28. 12. 9	建設部	
11-8		大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	H28. 3. 17	総務部	
11-9		災害派遣活動拠点としての道立公園の使用等に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	R4. 3. 10	総務部	

※本資料の協定先の名称は基準日時点のもの

※覚書は件数に含めない

非常災害対策計画

1 計画の適用施設名、所在地等

- (1) 施設名 「社会福祉法人北海道宏栄社」
- (2) 所在地 北海道小樽市天神 2 丁目 8 番 2 号
- (3) 電話番号 0134-25-1551
- (4) F A X 番号 0134-29-3284
- (5) メールアドレス（代表） selp@koueisyu.or.jp

2 計画の目的

この計画は、次の非常災害における「社会福祉法人北海道宏栄社」の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

- (1) 火災
- (2) 地震
- (3) 風水害（洪水）
- (4) 土砂災害
- (5) その他災害による安全確保が必要な事項

3 計画の報告

土砂災害防止法第 8 条の 2 に基づく計画を作成または、必要に応じて見直し・修正したときは、遅滞なく当該計画を後志総合振興局及び小樽市へ報告する。

また、火災・地震に係る計画（消防計画）については、消防法施行規則第 3 条に基づき、消防長へ届出を行う。

4 施設の立地条件

- (1) 施設等の立地条件（施設へ影響のあるもの）
 - ・土砂災害警戒区域内に立地し、施設裏側が急傾斜地となっている。
 - ・勝納川（約 10m 離れている）
- (2) 周辺の過去の災害状況
 - ・昭和 37 年勝納川氾濫（改修工事済み）
- (3) 災害危険区域等の該当の有無

災害種類	災害危険区域等の種類	該当	区域等の名称
水害	洪水浸水想定区域	○	
	雨水出水浸水想定区域	×	
	高潮浸水想定区域	×	

土砂災害	土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）	○	天神沢川地区 天神 3 丁目 4 地区 天神 2 丁目 3 地区
土砂災害 （土砂災害 危険箇所）	土石流危険渓流	○	
	地すべり危険箇所	×	
	急傾斜地崩壊危険箇所	○	
	土石流危険渓流に準ずる渓流	×	
	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面	×	
土砂災害 （山地災害 危険地区）	山腹崩壊危険地区	×	
	崩壊土砂流出危険地区	×	
	地すべり危険地区、	×	
	山地災害危険地区の準用地区	×	

(4) 上記の立地条件から予測される災害の危険性

・土砂災害

5 施設等の構造・設備

場所・個数等	居住棟	工場棟	福祉ホーム
構造・階層及び	鉄筋コンクリート 3 階建	鉄筋コンクリート 3 階建	鉄筋コンクリート 3 階建
(改) 築年月	H14 年築	S 44 年築	H14 年築
耐震化への対応	有り	無し	有り
消防設備配置図 (非常口、避難器具等)	別紙 3		
消防設備・避難器具等 の動作点検	別紙 4		

6 災害に関する情報の入手方法

(1) 市町村から発令される避難情報

発令情報	入手方法
・避難準備・高齢者等避難開始	テレビ、ラジオ、インターネット
・避難勧告	緊急速報メール、SNS
・避難指示（緊急）	小樽市から配信 FAX の受信、消防団、警察

(2) 気象警報など

発表情報	情報の入手先
台風情報	テレビ、ラジオ、緊急速報メール、広報車等
気象情報	
記録的短時間大雨情報	
警報級の可能性	
大雨注意報	小樽市ホームページ
洪水注意報	http://www.city.otaru.lg.jp/simin/anzen/bosai
大雨警報	北海道防災情報
洪水警報	http://www.bousai-hokkaido.jp
大雨特別警報（土砂災害、浸水害）	札幌気象台
土砂災害警戒情報	http://www.jma-net.go.jp/sapporo/
大雪警報	気象庁
暴風雪警報	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
暴風警報	北海道電力
	http://www.hepco.co.jp/power_outage/

7 災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 夜間緊急時の施設職員間の連絡体制、関係機関緊急連絡先（別紙 5）

- ・夜間緊急時、宿直員は管理部長と事業部長に連絡をすること。
- ・管理部長、事業部長は必要に応じて各課の長に連絡をし、連絡を受けた施設職員は部下に連絡の必要があるかどうか、判断を仰ぐこと。
- ・緊急連絡網は管理部長、事業部長が管理し、各部署の長は部下の連絡先を把握しておくこと。

(2) 利用者関係者への連絡（生活支援課職員が対応。各利用者の緊急連絡先は利用者台帳に記載）

8 避難を開始する時期、判断基準

(1) 避難開始時期の判断基準

ア 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、ただちに避難を開始する。なお、次の事態の場合は、発令にかかわらず自主避難する。

- ① 大雨警報及び洪水警報が発令されるとともに、台風の接近など今後の雨量の増加が明らかで、危険を感じたとき。
- ② 近くの崖から水が噴き出したり、樹木が動いたり、斜面の地割れ・膨らみや地鳴りなど異常が見受けられたとき。（小樽市への報告も行う。）

イ 避難が困難な緊急事態にあつては、屋内の安全確保場所へ避難し、救援要請を行う。

(2) 通所サービスにおける災害発生のおそれがある場合の対応基準

特別警報が発表されているときは、サービス提供を中止する。また、その他の警報が発表されている場合であつて、常務理事が判断した場合もサービス提供を中止する。

9 避難場所

(1) 市町村指定避難場所とその他緊急避難場所

	災害種類		火災	地震	土砂災害・水害
市町村指定	避難場所		小樽市消防訓練所		小樽市立向陽中学校
	所要時間	夏	徒歩：2～3 分		徒歩：25～30 分 車：5～6 分
		冬	徒歩：4～5 分		徒歩：30～35 分 車：6～7 分
	距離		0.2km		6km
近隣の安全な場所	避難場所		同上		天神会館
	所要時間	夏	同上		徒歩：15 分
		冬	同上		徒歩：20 分
	距離		同上		1km

(2) 立ち退き避難が危険な場合の施設内の安全なスペース（屋内安全確保）

災害種類	屋内安全確保の場所
地震	居住棟 1 階 多目的ホール
水害・土砂災害	居住棟 3 階（B 棟） 食堂

10 避難経路

別紙 6 の通り

11 避難方法

(1) 利用者ごとの避難方法（利用者情報を含む）

車椅子の利用者を優先に、車輛等を利用して迅速に避難する。利用者の情報は、利用者台帳と個人情報ファイルに記載。

(2) 搬送用車輛

- ア 施設所有車（病院搬送車）ハイエース・MPV
（避難場所行き）その他社用車
- イ 車通勤者

12 災害時の人員体制、指揮系統

(1) 役割分担（施設職員配置）と指揮・命令系統

- ・ 統括責任者 常務理事 (代行者 事業部長)
- ・ 情報連絡班 班長 管理部長 (代行者 管理課長)
- ・ 消火班 班長 事業部長 (代行者 各部門責任者)
- ・ 避難誘導班 班長 クリーニング課長 (代行者 各部門責任者)
- ・ 救護班 班長 看護師 (代行者 各部門責任者)
- ・ 搬出班 班長 生活支援課長 (代行者 生活支援員)
- ・ 地域連携班 班長 管理部長 (代行者 管理課長)

(役割分担表)

【】内は夜間

	班 別	主班長	班員	任 務	要員
統括責任者 常務理事	情報連絡班	管理部長 【宿直員】	管理課	①消防機関への通報 並びに通報の確認 ②施設内への非常通報並びに指示命令の伝達 ③関係者への連絡 ④避難状況取りまとめ ⑤気象や災害の情報収集	①係員 ②係員 ③丸山課長 ④松本係長 ⑤松本係長
	地域連携班			①近隣施設への救援要請と活動内容の調整	①高田管理部長
	消火班 (火災時以外は他の班を手伝うこと)	事業部長 【宿直員】	クリーニング課 生活支援課 管理課	①出火階に直行し、屋内消火栓及び消火器による消火作業に従事 ②消防隊との連携及び補佐	①火災発見者 ②火災現場付近の施設職員

	避難誘導班	クリーニング課長 【宿直員】	クリーニング課 生活支援課	①出火階並びに上層階に直行し避難開始の指示命令の伝達 ②避難上障害となる物品の除去 ③非常口の開放並びに解放の確認 ④未避難者、要救助者の確認及び報告	①～④ 各現場担当者 (上司の指示に従い、各自臨機応変に行動すること)
	救護班	看護師 【宿直員】	生活支援課	①負傷者の応急処置 ②消防救急隊との連携、情報の提供	①応急処置は看護師が担当し、生活支援員はそのサポートをすること ②各班の班長が情報を出し合い消防救急隊をサポートすること
	搬出班	生活支援課長 【宿直員】		①非常持ち出し物品の確認と指示伝達、搬送と管理	①丸山課長

(2) 避難に最低限必要な施設職員数

- ・ 情報連絡班 5名 (夜間3名)
- ・ 消 火 班 15名 (夜間7名)
- ・ 避難誘導班 15名 (夜間7名)
- ・ 救 護 班 5名 (夜間3名)
- ・ 搬 出 班 1名 (夜間1名)
- ・ 地域連携班 1名 (夜間1名)

(3) 施設職員の参集基準 (配備基準)

配備体制	配 備 基 準	対象施設職員
注意配備体制	①地域に大雨、大雪、風雪、洪水注意報が1以上発表されたとき ②地域に震度3の地震が発生したとき ③地域に津波注意報が発表されたとき	・ 統括責任者は連絡を取れる状態にいること

警戒配備体制	①地域に大雪、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ②記録的大雨情報が発令されたとき ③地域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ④地域に津波警報が発表されたとき	・統括責任者及び幹部職員は連絡を取れる状態にいること ・その他の施設職員は、自宅待機
災害対策体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ※注意報、警報発令時において、さらに状況の悪化が見込まれるとき ②土砂災害警戒情報が発令されたとき ③避難準備・高齢者等避難開始の発令 ④地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ⑤地域に震度5強以上の地震が発生したとき ⑥地域に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑦その他、統括責任者が必要と認めるとき	・統括責任者及び幹部職員は施設へ出勤すること ・その他の施設職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

(4) 施設職員の参集方法

ア 災害の発生のおそれがある気象情報（災害危険区域については、大雨警報（土砂災害）以上）の発表まで猶予時間があるとき。

- ・ 管理部長と事業部長は、電話連絡、メール発信にて出勤要請
- ・ 連絡を受けた施設職員は、通常の通勤手段を用いて出勤する。夜間は自家用車もしくはタクシーを利用する。
- ・ 連絡を受けた施設職員は、出勤可否を電話またはメール返信

イ 災害が発生もしくは発生が予測され、緊急に招集する場合。

- ・ 管理部長と事業部長は、電話連絡、メール発信にて出勤要請
- ・ 連絡を受けた施設職員は、通常の通勤手段を利用できない場合、徒歩などで安全を確保できる者のみ出勤
- ・ 連絡を受けた施設職員は、出勤可否を電話またはメール返信

ウ 出勤可否連絡方法

速やかに対応可能な施設職員を把握するため、次のとおり連絡文案を定める。

なお、参集できる、できないにかかわらず、必ず連絡すること。

連絡文1	○○です。 今、△△にいます。 あと、××分で到着します。	連絡文2	○○です。 △△のため参集できません。 ××で待機します。
------	-------------------------------------	------	-------------------------------------

(5) 配備体制ごとの活動内容

配備体制	活動内容
注意配備体制 (情報連絡班)	気象や災害の情報収集
警戒配備体制 (情報収集班)	気象や災害の情報収集 避難及び誘導に係る資機材の準備 利用者家族への連絡 関係者、関係機関、協力者との連絡調整 施設、設備の被害状況確認、火元の点検・消火
災害対策体制 (全施設職員)	(警戒配備体制の業務に加えて) 施設職員への連絡、施設職員や職員家族の安否確認 利用者への状況説明 利用者の安全確認・避難誘導・家族へ引き渡し 飲料水、食料の供給

13 停電・断水時の対応

- ・照明… LED 電池式電灯
- ・暖房… (備蓄) ポータブルストーブと灯油、毛布などの防寒用品
- ・水道… (断水が想定される場合) ポリ袋・貯水槽、飲料水
- ・ガス… (備蓄) 保存食料
- ・水洗トイレ… (備蓄) ポリ袋での汚物対応

14 関係機関との連携体制

- (1) 施設の避難訓練に株式会社小樽浄化センターに施設避難訓練に参加していただき、緊急時に連携できるようにすること。

15 避難・救出その他必要な訓練及び防災教育

(1) 防災教育の実施

施設職員対象 年1回
 新任施設職員対象 その都度
 利用者対象 年1回以上

(2) 防災訓練の実施

総合防災訓練 6月、9月
 夜間防災訓練 10月
 基礎訓練 避難訓練時

16 食料及び避難や誘導に係る非常用資機材

(1) 非常用持ち出し備品リスト

ラジオ、携帯電話、電池、貴重品、現金、利用者台帳、
 個人情報ファイル、LED 電池式電灯、毛布などの防寒用品、
 ポリ袋、飲料水、保存食料、あめ・チョコレート、軍手、拡声器、
 着替え・タオル、ライター、トイレットペーパー、薬等

(2) 宏栄社非常食在庫表

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
白飯	150 食	2029 年 9 月	3F 食堂	栄養士
五目ごはん	100 食	2029 年 8 月 2029 年	3F 食堂	栄養士
山菜おこわ	50 食	2029 年 7 月	3F 食堂	栄養士
とうもろこしご飯	50 食	2029 年 10 月	3F 食堂	栄養士
わかめご飯	100 食	2029 年 9 月 2029 年	3F 食堂	栄養士
保存用ビスケット	60 人分	2029 年 1 月	3F 食堂	栄養士
オニオンスープ	260 食	2027 年 4 月 2029 年 1 月	3F 食堂	栄養士
卵スープ	260 食	2027 年 5 月 2029 年 1 月	3F 食堂	栄養士
みそ汁	260 食	2027 年 5 月 2029 年 1 月	3F 食堂	栄養士
(温めずに美味しい野菜カレー)	60 食	2029 年	3F 食堂	栄養士
鯖味噌煮	60 食	2025 年 7 月	3F 食堂	栄養士
さんま缶詰	60 食		3F 食堂	栄養士
水	120 リットル	2024 年 5 月 2029 年	3F 食堂	栄養士

2024 年 7 月現在 3 日分 450 食

この表は理事会の決議なく、随時更新する

(3) 利用者情報

利用者台帳に記載

土砂災害・洪水に関する避難確保計画

1 [目的]

この計画は、本施設の利用者の洪水時・雨水出水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画について、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・雨水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

本避難確保計画は、社会福祉法人北海道宏栄社に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

2 [防災体制に関する事項]

(1)各班の任務と組織

	班 別	主班長	班員	任 務	要員
統括責任者 常務理事	情報連絡班	管理部長 【宿直員】	管理課	①消防機関への通報並びに通報の確認 ②施設内への非常通報並びに指示命令の伝達 ③関係者への連絡 ④避難状況取りまとめ ⑤気象や災害の情報収集	①係員 ②係員 ③丸山課長 ④松本係長 ⑤松本係長
	地域連携班			①近隣施設への救援要請と活動内容の調整	①高田管理部長
	消火班 (火災時以外 は他の班を手 伝うこと)	事業部長 【宿直員】	クリーニング課 生活支援課 管理課	①出火階に直行し、屋内消火栓及び消火器による消火作業に従事 ②消防隊との連携及び補佐	①火災発見者 ②火災現場付近の施設職員

	避難誘導班	クリーニング課長 【宿直員】	クリーニング課 生活支援課	①出火階並びに上層階に直行し避難開始の指示命令の伝達 ②避難上障害となる物品の除去 ③非常口の開放並びに解放の確認 ④未避難者、要救助者の確認及び報告	①～④ 各現場担当者 （上司の指示に従い、各自臨機応変に行動すること）
	救護班	看護師 【宿直員】	生活支援課	①傷者の応急処置 ②消防救急隊との連携、情報の提供	①応急処置は看護師が担当し、生活支援員はそのサポートをすること ②各班の班長が情報を出し合い消防救急隊をサポートすること
	搬出班	生活支援課主任 【宿直員】		①非常持ち出し物品の確認と指示伝達、搬送と管理	①丸山課長

① 参集基準

配備体制	配 備 基 準	対象施設職員
注意配備体制	①地域に大雨、大雪、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②地域に震度3の地震が発生したとき ③地域に津波注意報が発表されたとき ④勝納川氾濫注意情報が発表されたとき	・統括責任者は連絡を取れる状態にいること
警戒配備体制	①地域に大雪、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②記録的大雨情報が発令されたとき ③地域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき	・統括責任者及び幹部職員は連絡を取れる状態にいること ・その他の施設職員は、自宅待機

	④地域に津波警報が発表されたとき ⑤勝納川氾濫警戒情報が発表されたとき	
災害対策体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ※注意報、警報発令時において、さらに状況の悪化が見込まれるとき ②土砂災害警戒情報が発令されたとき ③避難準備・高齢者等避難開始の発令 ④地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ⑤地域に震度５強以上の地震が発生したとき ⑥地域に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑦勝納川氾濫危険情報が発表されたとき ⑧その他、統括責任者が必要と認めるとき	・統括責任者及び幹部職員は施設へ出勤すること ・その他の施設職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

② 連絡網

- ・夜間緊急時、宿直員は管理部長に連絡をすること。
- ・管理部長は必要に応じて各課の長に連絡をし、連絡を受けた施設職員は部下に連絡の必要があるかどうか、判断を仰ぐこと。
- ・緊急連絡網は管理部長が管理し、各部署の長は部下の連絡先を把握しておくこと。

③ 関係機関緊急連絡先

別紙５の通り

１階、３階事務所、宿直室に掲示。

(2) 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害・洪水の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

(3) 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ、洪水等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。主な情報及び情報収集については、非常災害対策計画６の「災害に関する情報の入手方法」にて対応する。情報伝達の方法・連絡先は、別紙５の通り。

3 [避難誘導に関する事項]

(1) 避難誘導等

指定緊急避難場所へ避難誘導する。

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が危険な場合は、施設の「3 階 B 棟食堂」へ避難誘導する。

・(2) 避難基準

① 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害や洪水の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、小樽市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・小石がバラバラと落ちる。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・地鳴りがする。

<洪水の前兆減少>

- ・堤防の川側面が崩れる。
- ・水が激流となって堤防の土が削られたり護岸が崩れ始める。
- ・堤防の側面から水が漏れ出す。
- ・堤防に亀裂が生じる。

(3) 避難方法

① 指定緊急避難場所へ避難の場合

車椅子の利用者を優先に、車輛等を利用して迅速に避難する。利用者の情報は、利用者台帳と個人情報ファイルに記載。

② 施設内避難の場合

- ・施設の 3 階 B 棟食堂への避難は、徒歩、車椅子によるものとし、エレベータの使用は車椅子利用者を優先する。
- ・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

(4) 避難経路

① 指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・指定緊急避難場所（小樽市立向陽中学校）までの移動は別紙 6 の通り。

② 施設内避難の場合

- ・施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび階段、廊下とする。
- ・停電時にはエレベータ停止することに留意する。

(経路図は、別紙 3 のとおり)

(5) 施設周辺や避難経路の点検

② 施設周辺の点検

- ・ 指定緊急避難場所に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物がないか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・ 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

③ 避難経路の点検

- ・ 指定緊急避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

(6) 避難の実施

- ・ 避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]

情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する資機材の備蓄、維持管理に努める。
備蓄品の内容は下記の通り。

ラジオ、携帯電話、電池、貴重品、現金、利用者台帳、
個人情報ファイル、LED 電池式電灯、毛布などの防寒用品、
ポリ袋、飲料水、保存食料、あめ・チョコレート、軍手、拡声器、
着替え・タオル、ライター、トイレットペーパー、薬等

5 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

(1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害、洪水の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

(2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全施設職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害、洪水に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

(3) 訓練の実施時期

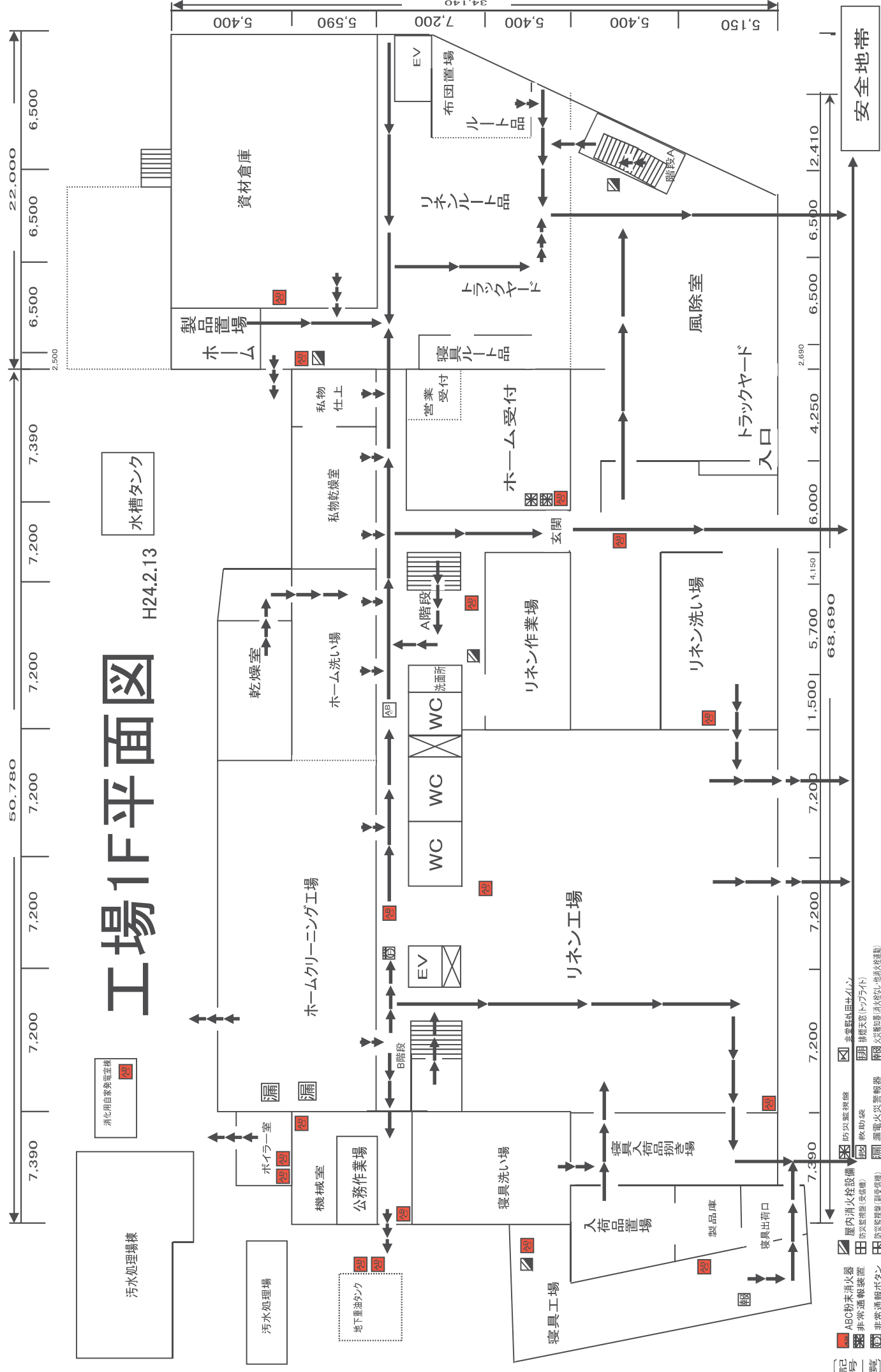
総合防災訓練 6 月、9 月

夜間防災訓練 10 月

基 礎 訓 練 避難訓練時

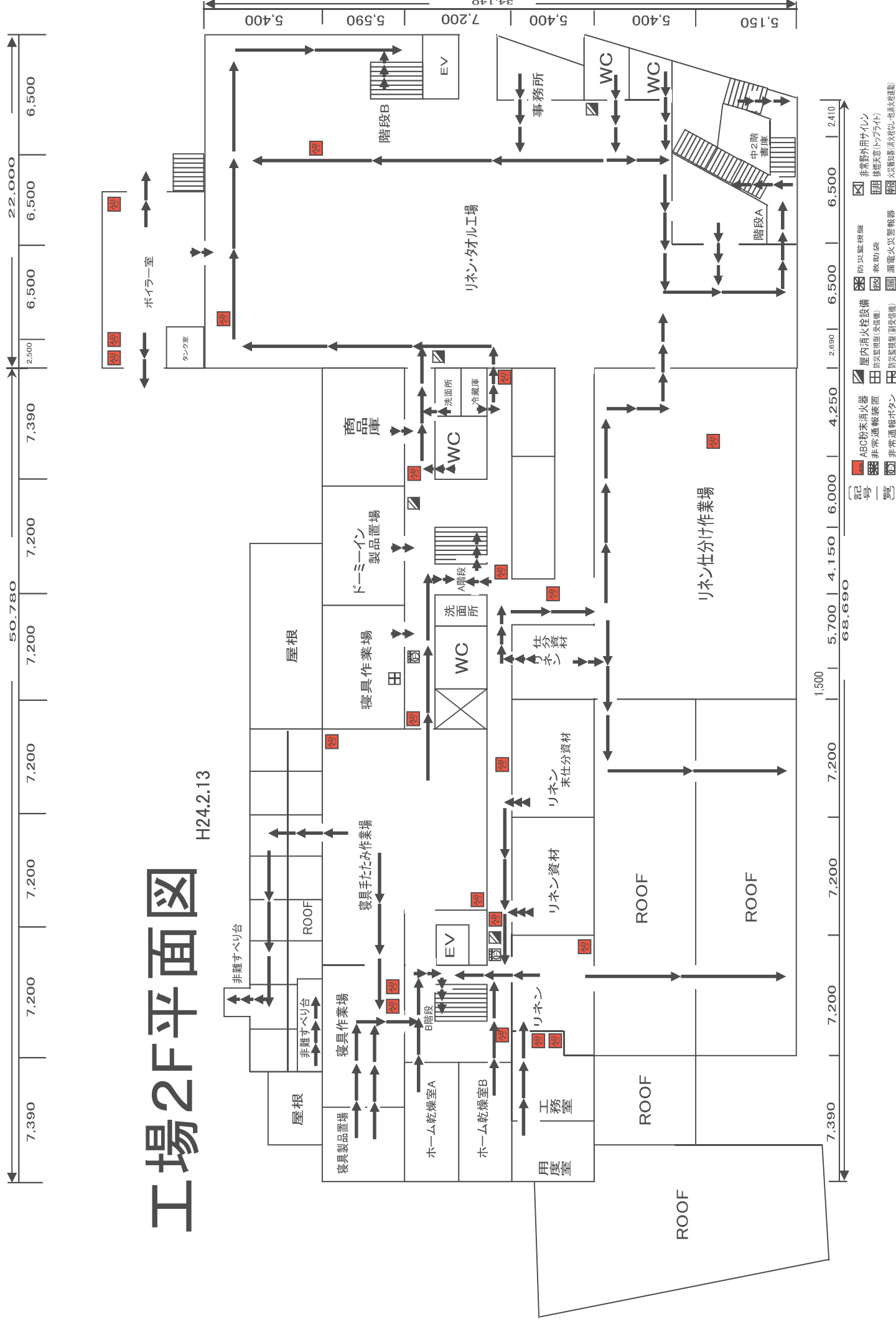
五世正統圖

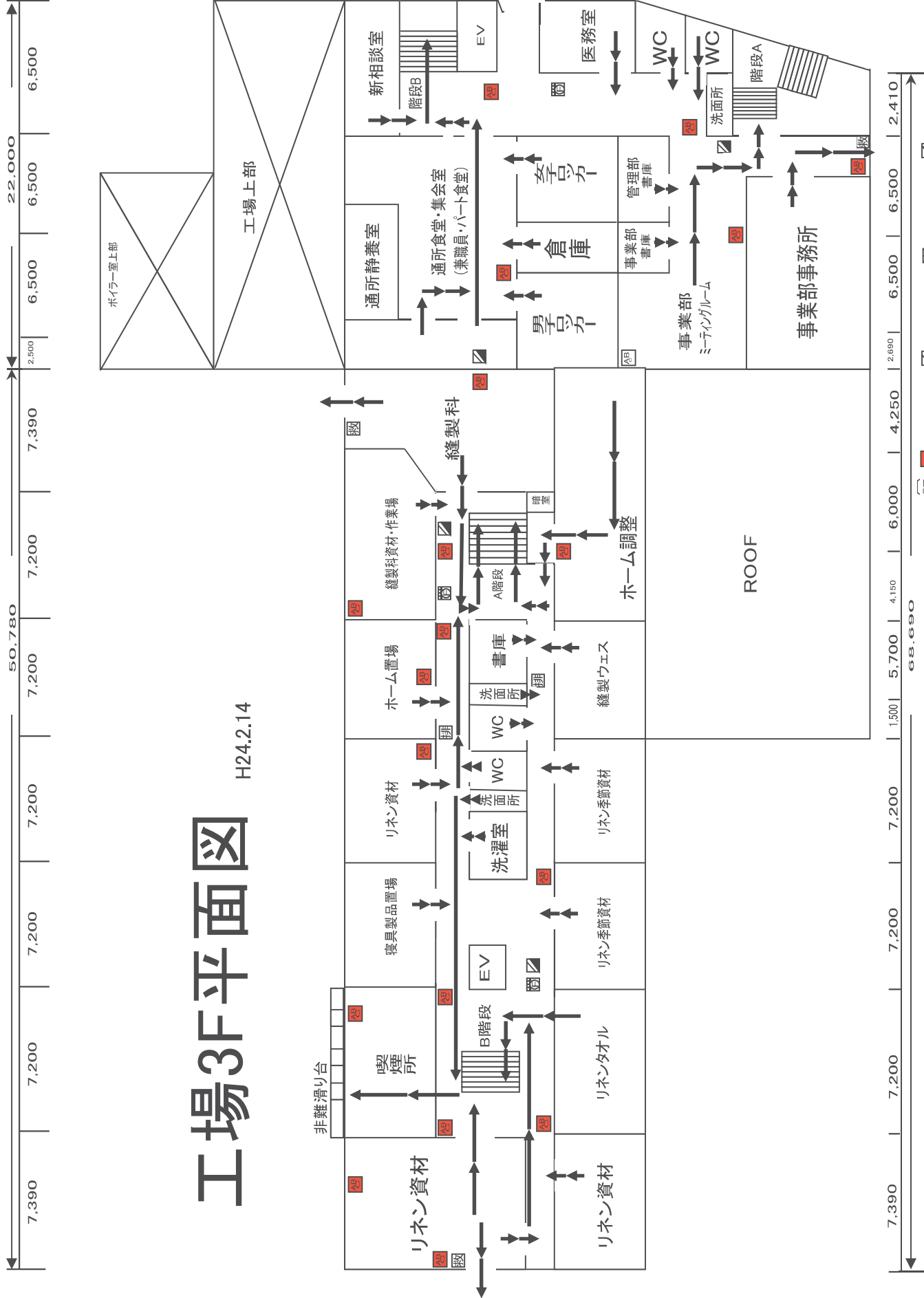
H24.2.13

[illegible]

圖面平面工場

H24.2.13

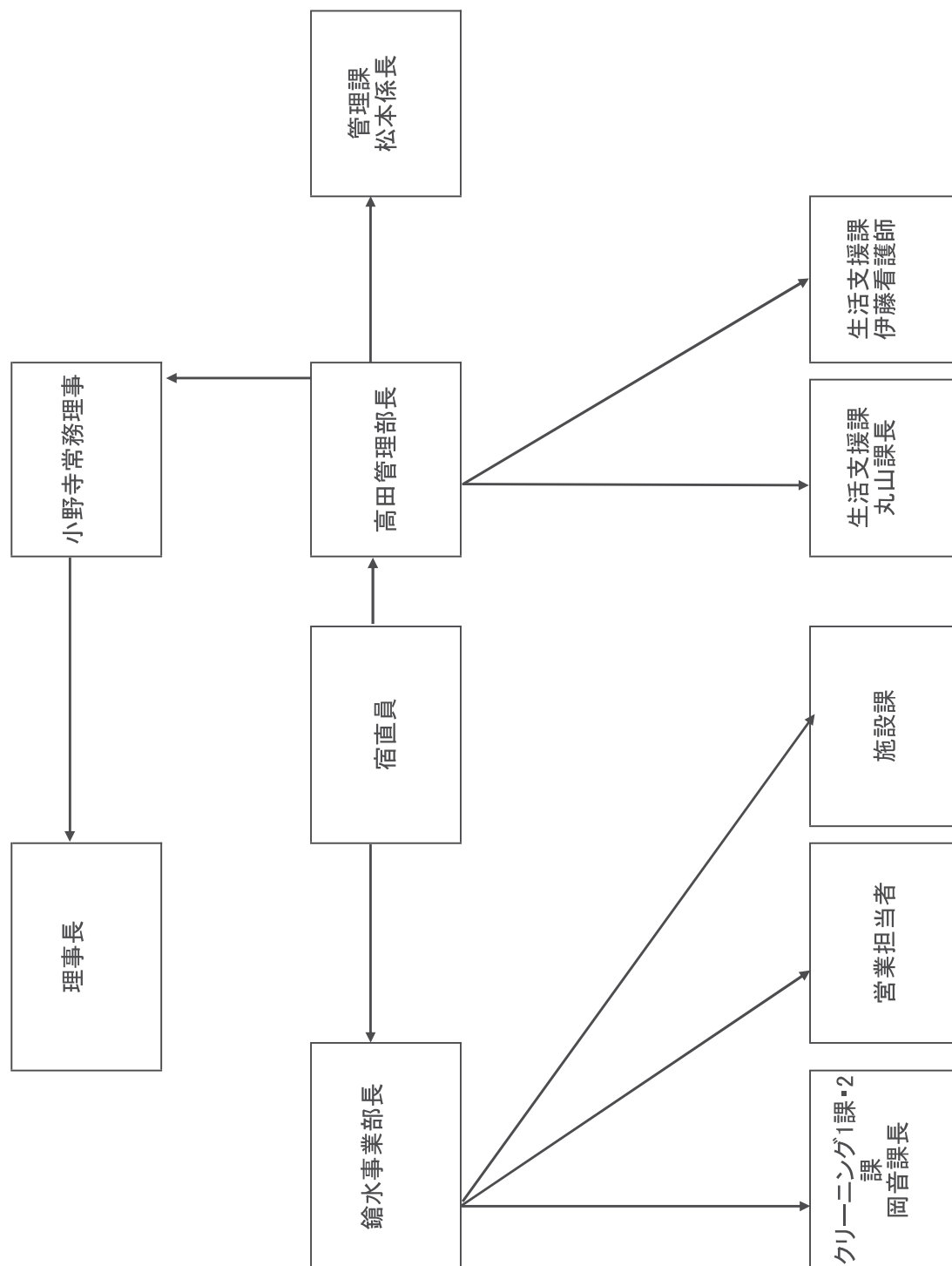




工場3F平面図

H24.2.14

北海道宏栄社緊急連絡網



情報伝達の方法、報告先等・関係機関緊急連絡先

報告対象・情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	F A X	小樽市役所災害対策室
被害状況		電話	小樽市消防署消防課
避難準備等		館内放送 口頭	施設職員、利用者等
		F A X 電話	小樽市役所（障がい福祉課・災害対策室）・小樽市消防署消防課
避難開始等	避難誘導班	館内放送 口頭	施設職員、利用者等
		F A X 電話	小樽市役所（障がい福祉課・災害対策室）・小樽市消防署消防課

	機関名	電話	F A X
防災行政機関	北海道後志総合振興局	0136-23-1938	0136-22-5846
	小樽市役所障害福祉課	0134-32-4111	0134-22-6915
	小樽市役所災害対策室	0134-32-4111	0134-25-9955
	小樽市消防署消防課	0134-22-9171	0134-22-9171
	小樽警察署	0134-27-0110	
電気	でんき保安協会	0134-23-5382	0134-25-4774
ガス	高橋燃料商事株式会社	0134-22-2188	0134-33-7800
水道	小樽市水道局	0134-32-4111	0134-27-0695
通信	N T T 東日本	011-212-4010	
設備	北日本ボイラ株式会社	011-852-7901	011-852-7919
〃	山吹商工株式会社	0134-24-1717	0134-29-2780
給食	シダックスフードサービス	011-207-7880	011-207-7844
E V	日本エレベーター株式会社	011-736-9155	011-736-7115
	三菱電機ビルテクノサービス	0134-25-1059	0134-25-0839
	SEC エレベーター	0120-880-877	011-271-0858
工場	東京洗染株式会社	011-865-1222	
PC	大丸株式会社	011-860-6700	011-860-5132
防災設備	小樽防災トータルシステム（有）	0134-34-2330	0134-34-3803
近隣施設	株式会社クリーンサービス	0134-34-2330	0134-34-3803
〃	株式会社小樽浄化センター	0134-33-8411	

施設から避難場所への避難経路

1. 小樽市立向陽中学校への避難



2. 小樽市消防訓練所までの避難

